

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐用町は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

佐用町長

公表日

令和8年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づく、以下の事務。 ①身体障害者手帳の交付・再交付・変更・返還に係る申請・届出の受付及び兵庫県への進達 ②身体障害者手帳の交付 ③交付された身体障害者手帳の情報の管理
③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 住民記録システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者福祉ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の11の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の15,16,27,28,31,54,55,56-2,57,79,106,116
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課 子育て・福祉室
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1 佐用町役場健康福祉課子育て・福祉室 電話:0790-82-0661 ファクス:0790-82-0144 E-mail:fukushi@town.sayo.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1 佐用町役場健康福祉課子育て・福祉室 電話:0790-82-0661 ファクス:0790-82-0144 E-mail:fukushi@town.sayo.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適田 た理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報の登録はシステム連携により行っており、人為的ミスの発生を防止している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報の利用には、静脈認証及びパスワードを使用しており、情報提供は、システムを通じて行っているため、権限の無い者が不正に利用するリスクへの対策は十分である。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月28日	法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」)第9条第1項及び別表第一 11項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の11の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条		
平成29年6月28日	①実施の有無	実施する	実施しない		
平成29年6月28日	②法令上の根拠	番号法第19条第7項及び別表第二 【情報提供の根拠】15 27 28 31 54 55 56-2 57 79 106 116 【条項照会の根拠】なし	【情報提供の根拠】なし 【情報照会の根拠】なし		
平成29年6月28日	①部署	健康福祉課 社会福祉推進室	健康福祉課 健康福祉推進室		
平成29年6月28日	②所属長	健康福祉課長 森下 守	健康福祉課長 大永 克司		
平成29年6月28日	連絡先	〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1 佐用町役場健康福祉課社会福祉推進室 電話:0790-82-0661 ファクス:0790-82-0144 E-mail:fukushi@town.sayo.lg.jp	〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1 佐用町役場健康福祉課健康福祉推進室 電話:0790-82-0661 ファクス:0790-82-0144 E-mail:fukushi@town.sayo.lg.jp		
令和1年6月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携①実施の有無	実施しない	実施する		
令和1年6月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携②法令上の根拠	【情報提供の根拠】なし 【情報照会の根拠】なし	番号法第19条第7号 別表第二の15,16,27,28,31,54,55,56-2,57,79,106,116		
令和1年6月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉課 健康福祉推進室	健康福祉課 子育て・福祉室		
令和1年6月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属	健康福祉課長 大永 克司	健康福祉課長		
令和1年6月6日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1 佐用町役場健康福祉課社会福祉推進室 電話:0790-82-0661 ファクス:0790-82-0144 E-mail:fukushi@town.sayo.lg.jp	〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1 佐用町役場健康福祉課子育て・福祉室 電話:0790-82-0661 ファクス:0790-82-0144 E-mail:fukushi@town.sayo.lg.jp		
令和1年6月6日	IVリスク管理	—	新様式変更により追加	事後	
令和8年3月27日	IV-8	—	新様式変更により追加	事後	評価書の見直し
	IV-11	—	新様式変更により追加	事後	評価書の見直し
	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の請求先	〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1 佐用町役場総務課総務人事室 電話:0790-82-2549 ファクス:0790-82-0131 E-mail:somu@town.sayo.lg.jp	〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1 佐用町役場健康福祉課子育て・福祉室 電話:0790-82-0661 ファクス:0790-82-0144 E-mail:fukushi@town.sayo.lg.jp	事後	評価書の見直し
	II- 1(いつ時点の集計か)	2015/11/18	2026/3/27	事後	評価書の再評価
	II- 2(いつ時点の集計か)	2015/11/18	2026/3/27	事後	評価書の再評価